（削る）

（地球環境業務課の所掌事務）

第二十四条　地球環境業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球環境・海洋部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　気象庁の所掌事務のうち地球環境に係る気象業務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　気象庁に所属する観測船に関すること。

四　離島における気象業務に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

五　海水象並びに大気中におけるオゾンの分布及び温室効果ガスの濃度その他の地球の全体又はその広範な部分に影響を及ぼす気象（以下「地球的規模の気象」という。）並びにこれに関連する輻射に関する気象測器その他の測器の需給計画に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、地球環境・海洋部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（気候情報課の所掌事務）

第二十五条　気候情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気候の予報に関すること。

二　前号に掲げる事務に関し必要な地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報に関すること。

三　気候に関する情報の収集及び発表に関すること。

（海洋気象課の所掌事務）

第二十六条　海洋気象課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

二　海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

三　海面水温並びに海流及び海氷の状況の予報に関すること（気候情報課の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

（削る）

第三節　課の内部組織等

第一款　総務部

（広報室、業務評価室、調達管理室及び施設物品管理室）

第二十六条　（略）

2～7　（略）

8　施設物品管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

二　（略）

9　（略）

（厚生管理室及び人事企画官）

第二十七条　（略）

2～4　（略）

（防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官）

第二十八条　企画課に、防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、

（削る）

四　海水象に関する気象測器に関すること（地球環境業務課の所掌に属するものを除く。）。

（環境気象管理官の職務）

第二十七条　環境気象管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球的規模の気象（海上気象を除く。）及びこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

二　地球的規模の気象（海上気象を除く。）に関する情報の収集及び発表に関すること。

三　地球的規模の気象及びこれに関連する輻射に関する気象測器その他の測器に関すること（地球環境業務課の所掌に属するものを除く。）。

第三節　課の内部組織等

第一款　総務部

（広報室、業務評価室、調達管理室及び施設物品管理室）

第二十八条　（略）

2～7　（略）

8　施設物品管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

9　（略）

（厚生管理室及び人事企画官）

第二十九条　（略）

2～4　（略）

（防災企画室及び国際室並びに危機管理企画調整官、情報セキュリティ対策企画官、技術開発調整官及び海外気象プロジェクト推進官）

第三十条　企画課に、防災企画室及び国際室並びに危機管理企画調整官、情報セキュリティ対策企画官、技術開発調整官及び海外